

福島市観光PRキャラクター使用取扱要領

【趣旨】

第1条 この要領は、一般社団法人福島市観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が定めた福島市観光PRキャラクターももりん（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

【キャラクターの定義】

第2条 この要領において「キャラクター」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 名称：「ももりん」および「ブラックももりん」
- (2) デザイン：「ももりん」および「ブラックももりん」

【キャラクターに関する権利】

第3条 キャラクターに関する利用許可の権利及び著作権は、協会に属する。

【申請対象】

第4条 福島市の地域活性化および広報宣伝活動に携わる、官公団体、民間団体、教育団体、その他、地域活性化を担う団体および個人、民間企業等を使用申請対象とする。

【使用申請】

第5条 キャラクターを使用する場合は、あらかじめキャラクター使用許可申請書（様式1）（以下「使用申請書」という。）を協会に提出し、許可を受けなければならない。また、キャラクターを新たに制作する場合にはキャラクター制作・使用許可申請書（様式2）（以下「制作使用申請書」という。）を提出しなければならない。ただし、名称を文中で使用する場合は申請を必要としない。

2 前項に記載のキャラクターを新たに制作する場合は、協会が指定する業者と契約の上デザインを制作しなければならない。

【使用許可等】

第6条 協会は前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクター使用承認書（以下「承認書」という。）により許可するものとする。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合、その他、社会的な非難を受けるおそれのある場合。
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合。
- (3) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合。
- (4) 一定の公益性を欠くおそれのある場合。
- (5) 不当な利益をあげるために利用されるおそれのある場合。
- (6) 協会の信用又は品位をおとしめるおそれのある場合。
- (7) その他、協会において許可することが不相当と認めた場合。

【商品販売を目的としたキャラクター使用】

第7条 商品販売を目的にキャラクターを使用する場合は、あらかじめその趣旨と販売の

責任者および販売品目の詳しい仕様・販売額・販売場所、その他協会が定めた事項を事前に届けるものとする。

【使用料】

第8条 キャラクターの使用料は有料とし、申請から1年間分を事前に支払う。

2 前項の額は『5,000円』または『小売価格（消費税賦課前）×3%×製造個数』のうち、いずれか高い方とし、消費税相当額を加算するものとする。なお、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとする。

3 前項の規定に関わらず、協会は、次の各号に掲げる内容に該当する場合は使用料を無料とすることができる。

- (1) 国、他の地方公共団体、その他公共団体が公用または公共用に使用するとき。
- (2) 自治会、NPO、その他の公共団体等公益的な活動のために使用するとき。
- (3) 放送機関、新聞社、通信社、その他の報道機関が報道目的に使用するとき。
- (4) 出版社、旅行会社等が使用する場で、市への誘客効果が期待できるとき。
- (5) その他、公益上の観点から協会が無料とすることが適当であると認めるとき。

【使用料の納付】

第9条 キャラクターの使用料は、以下の各号に定める時期に算定する。

- (1) 使用申請書提出時に製造個数が確定しているもの 申込み時に算定
- (2) 使用申請書提出時に製造個数の確定が困難なもの 初回ロットの製造完了時に算定
- (3) 前号において、最長1年の使用許可期間内に追加製造が行われた場合は、追加製造完了時に差額相当額を算定

2 協会は、前項の算定に基づき請求書を発行する。

3 使用者は、請求書の発行日から15日以内に使用料を支払うものとする。

4 前項の規定により納入された使用料はいかなる理由があっても返還しない。

5 使用者は、協会の定める時期に、ももりんキャラクター使用実績報告書（様式3）を提出するものとする。

【使用上の遵守事項】

第10条 キャラクターを使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 協会の趣旨に反しないこと。
- (2) 許可を受けた者は、これを譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形式などは正しく使用すること。
- (4) キャラクターのイメージを損なう展開および応用使用をしないこと。
- (5) キャラクターを使用する場合、可能な範囲で福島市観光PRキャラクターの名称およびキャラクター名等を表記することとする。

【使用状況等の確認】

第11条 協会は必要に応じ、キャラクターの使用状況および使用実績の確認調査を実施することができる。

2 キャラクターの使用許可を受けた者は、前項に規定する調査の際、資料の提出等、誠

実に応じなければならない。

【使用許可期間】

第12条 使用許可期間は申請の日より1年以内とする。

【使用申請内容の変更】

第13条 使用許可を受けた者が、申請の内容を変更しようとするときは、再度使用申請書を協会に提出し、その許可を受けなければならない。

【許可取り消し】

第14条 協会は、キャラクターの許可を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、直ちにその是正を命じ、また当該許可を取消すものとする。

(1) 使用申請書の内容に虚偽があることが判明した場合。

(2) 許可の条件に違反して使用した場合。

【使用中止】

第15条 許可を取り消された者は、許可取消の連絡があった日以降、当該申請に係る物件の使用、配布および掲示をしてはならない。

【補足】

第16条 この要領に定めるもののほか、キャラクター着ぐるみ使用に関して必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年 3月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 5月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 7月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8年 3月 1日から施行する。